

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十条第四項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第七条 法第二十条第四項の規定による承諾は、建築士が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建築主に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による報告に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建築主から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 建築士は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る建築主から書面等により電磁的方法による報告を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による報告をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該建築主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第七条 建築士は、法第二十条第四項の規定により結果の報告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>
<p>3 前二項の規定は、法第二十二条の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。</p>	

第八条 法第二十二条の三の三第四項の規定による承諾については、前

(新設)

条の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

2 法第二十四条の七第三項の規定による承諾については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「管理建築士等」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

3 法第二十四条の八第二項の規定による承諾については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

(建築士審査会の委員等の勤務)

第九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会（次条及び第十三条において「建築士審査会」と総称する。）の委員及び試験委員は、非常勤とする。

(建築士審査会の委員等の勤務)

第八条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会（次条及び第十二条において「建築士審査会」と総称する。）の委員及び試験委員は、非常勤とする。

第十条～第十三条 (略)

第九条～第十二条 (略)